

ブラジル連邦共和国 国債

(ブラジルリアル建米ドル決済型 既発債)



概要

参考価格 91.50 参考年利回り 9.35% (ブラジルリアルベース)

※上記参考価格および参考年利回りは、2023年10月31日午前9時現在の(日本時間)の参考販売価格、参考利回りです。実際にお買付になる場合には日々変動しますので、買付時に弊社にてご確認ください。

発行体	: ブラジル共和国	売買単位	: 額面2万ブラジルリアル以上1万ブラジルリアル単位
利率	: 10.25%	発行日	: 2007年2月14日
販売価格	: 変動します	償還日	: 2028年1月10日
償還金額	: 額面金額の100%	利払い日	: 毎年1月10日、7月10日(年2回)
経過利子	: お問い合わせください	格付	: Ba2 (Moody's)※ / BB- (S&P)※

※ 金融商品取引法第66条の27の登録を受けていないものが付与した格付(無登録格付)です。無登録格付につきましては「無登録格付に関する説明書」の内容をご確認ください。



本債券の主なリスク

●価格変動リスク

市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。従って、償還日以前に換金する際には市場価格での売却になりますので、投資元本を割り込む可能性があります。

●為替リスク

ブラジルリアルの対米ドル相場がリアル安になると、本債券を米ドルに換算した価値が下落し、逆にリアル高になると、本債券を米ドルに換算した価値が上昇することになります。また、日本円の対米ドル相場が円高になると、本債券を円換算した価値が下落し、逆に円安になると、本債券を円換算した価値が上昇することになります。従って、売却時あるいは償還時において、これら外国為替相場の状況によっては為替差損が生じる恐れがあります。

●信用リスク

発行体の財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本割れや支払いの遅延または不払いとなる恐れがあります。

●カントリーリスク

投資対象国の政治・経済情勢の変化により、投資元本割れや途中売却ができなくなる恐れがあります。

●流動性リスク

市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、途中売却ができなくなる恐れがあります。



売買等に関する留意事項

- ◇お申込の際には、必ず契約締結前交付書面、お客様向け資料等をよくお読みいただき、お客様ご自身の判断によりお申込ください。
- ◇当社でのお取扱いにつきましては、利金、償還金ともに円貨建てでのお支払いになります。
- ◇国内受渡日は通常、買付時は約定日から4営業日目(約定日含む)、売却時は約定日から5営業日目(約定日含む)にお振込みいたします。
- ◇国内での利金、償還金のお支払いは、各利払日、償還日の翌営業日以降となります。
- ◇本債券のお取引は、クーリングオフの対象外です。
- ◇本債券は既発債券となりますので、購入価格は日々変動します。
- ◇本債券の保有につきましては、額面が250,000ブラジルリアル未満の場合において、弊社及び取引関係会社が経営破たんし、他社への移管ができない場合には現金化することがございます。
- ◇税金について
個人のお客様の場合、売却益および償還差益が譲渡所得等として20%(国税15%、地方税5%)の申告分離課税の対象となります。利金については、利子所得として20%(国税15%、地方税5%)の申告分離課税の対象となります。但し、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、金融商品に対して復興特別所得税が課されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率となります。※今後、税制が変更となる可能性があります。



手数料等の諸費用

- ◇本債券を弊社との相対取引にて購入する場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ◇本債券を売買するにあたり円貨と外貨を交換する際には、約定日に外国為替市場の動向を踏まえてくうみAI証券が決定する為替スプレッドを加味した為替レートを適用するものとします。



く に う み AI 証券
Kuni Umi AI Securities

<https://www.kuniumiai-sec.co.jp/>

【広告番号】AD2018009

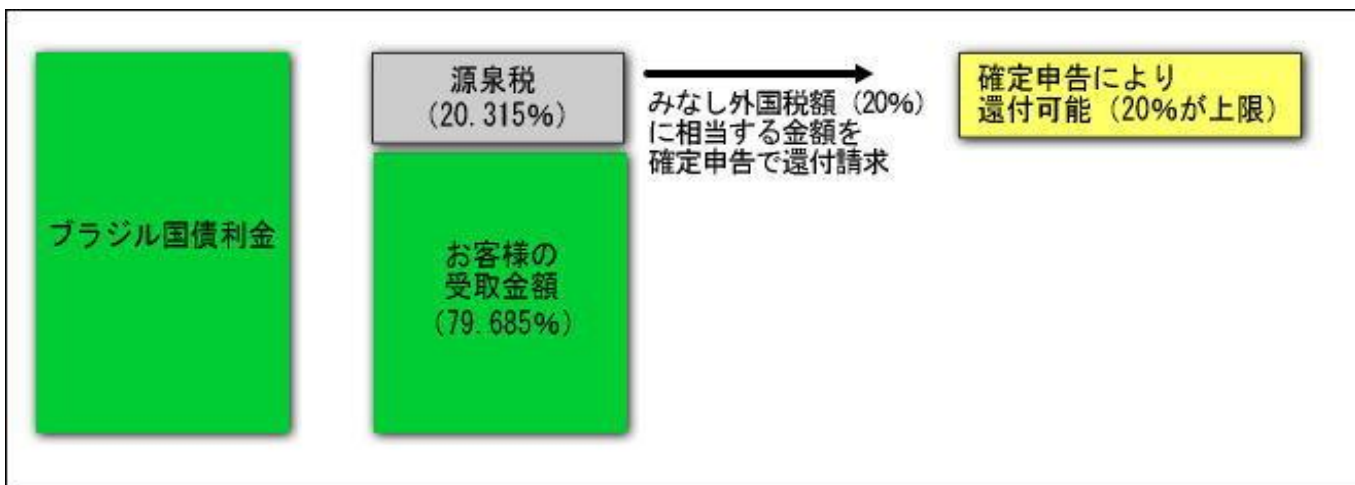
商号 く に う み AI 証券株式会社
関東財務局長(金商)第1627号
所在地 東京都千代田区丸の内2丁目2番3号
丸の内仲通りビル
電話番号 03-5288-6766 (代表)
加入協会 日本証券業協会

みなし外国税額控除について

ブラジル国債の利金なら最大で20%の源泉税の還付を受けられます

本債券は日本政府とブラジル政府との間で締結された租税条約に基づき、みなし外国税額控除が適用されます。みなし外国税額控除は所得の源泉国である外国において、租税上の特別措置により軽減免除された税額を支払ったとみなして自国での税額控除を認める制度です。

2016年1月1日以後、特定公社債の利子において外国で課税がある場合の源泉徴収方法が「差額徴収方式」から「外国税額控除方式」に変更され、外国での課税の有無にかかわらず、国内で源泉徴収が行われることとなります。ブラジル国債の利金に対するみなし外国税額控除の適用については確定申告を行うことにより、みなし外国税額に相当する金額を上限として、源泉徴収された所得税（復興特別所得税含む）及び個人住民税について還付請求を行うことができます。



注：「みなし外国税額控除」は今後の税制改正により見直される可能性もあります。

•これらの課税に関する内容については、今後、税制等の改正により変更になる場合があります。

☆税制が変わります☆

2016年1月1日以後、特定公社債の利子において外国で課税がある場合の源泉徴収方法が「差額徴収方式」から「外国税額控除方式」に変更され、外国での課税の有無にかかわらず、国内で源泉徴収が行われることとなります。ブラジル国債の利金に対するみなし外国税額控除の適用については確定申告を行うことにより、みなし外国税額に相当する金額を上限として、源泉徴収された所得税（復興特別税含む）及び個人住民税について還付を受けることができます。